

2018年11月15日（木）、弁護士法人 古川・片田総合法律事務所の古川 拓 弁護士(2018年度厚生労働省委託事業「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業」従事)をお招きし、本学経営学研究科ビジネス法コース税法務プログラム大学院生ほかとセミナー交流会を開催しました（本学経営学研究科ビジネス法コース・税法務プログラム客員教授・柴由花氏による招聘）。

当日は、非課税所得の問題や損害賠償請求権の計上時期にも関連してくる労働災害補償の法律問題について、実務の観点から講義が行われました。（於：北浜キャンパス）



労災請求と損害賠償請求の違い

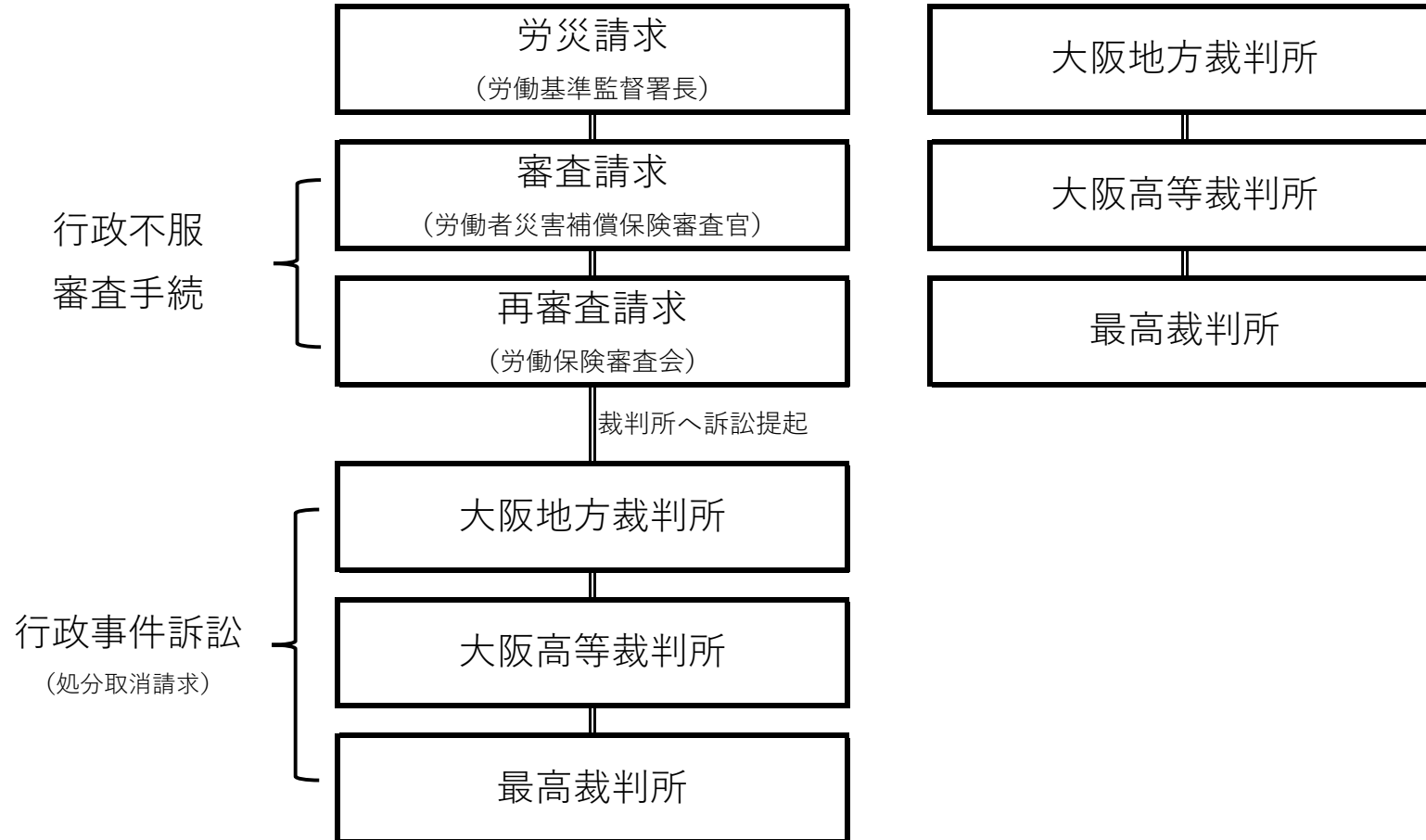
	労災請求	損害賠償請求
性質	行政処分を求める手続き	民事上の手続き
目的	国から労災保険の給付金を受けること	会社などから損害賠償金を受けること
認められるかどうかのポイント	仕事の原因？	会社などの義務違反が原因？
誰に対する請求か	国（労働基準監督署長）	会社など（※1）
認められる要件	<ul style="list-style-type: none"> ① ケガ・病気などが発生していること（※2） ② 「①」が、仕事の原因であること（業務起因性） 	<ul style="list-style-type: none"> ① ケガ・病気などが発生していること ② 「①」が、会社などの義務違反が原因であること（相当因果関係） ③ 会社などの「義務違反」（※3）

- ※1 会社など = 会社・取締役・上司・元請会社など
- ※2 ケガ・病気など = ケガ・病気・死亡・後遺障害など
- ※3 義務違反 = 安全配慮義務違反 又は 注意義務違反

手続きの流れ

労災請求

損害賠償請求



給付額・請求額のモデルケース

会社員の夫・山田太郎さん（35歳）を過労死でなくした山田花子さんの場合
⇒ 太郎さんの年収365万円・小学生の子どもが2人

労災保険

葬祭料	61万5000円
遺族特別支給金	300万円
遺族補償年金等	200万円弱/年
労災就学等援護費	2万4000円/月

損害賠償請求

葬儀費用	150万円
逸失利益（※）	4000万円
慰謝料	2500～2800万円

※遺族厚生年金等 180万円弱/年（労災保険とは別途）

※ 労災保険給付・損害賠償金のいずれも非課税である。